

高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）事務室プロポーザルによる活用事業者募集 質問の回答について

質問 1

・ 2階会議室等について

現時点では、初年度の令和4年度は、活用に係る検討、準備のため、2階の会議室、書庫は常時使用せず、2年目の令和5年度から、全ての部屋を活用した事業を行いたいと考えています。この場合、初年度の1年間は、2階の会議室、書庫を除いて使用許可を受けることができますか。

また、令和4年度中、2階の会議室を会議等で、その都度、使用許可を受けて使用することはできますか。

<回答 1>

今回の募集では、1階事務室、1階倉庫、2階会議室、2階書庫を合わせて活用することを想定しているため、一部の部屋を除いた使用許可や日及び時間単位等での使用はできません。

質問 2

・ 高田まちかど交流館の来館者対応等の業務時間について

従業員が不在となる時間が生じることが考えられます。

来館者や電話等の対応時間を指定することは可能ですか。

（例：月曜日から金曜日 午前10時から午後3時）

<回答 2>

募集の趣旨に記載しているとおり、高田まちかど交流館の来館者の利便性を確保できる事業者を募集しています。

このため、高田まちかど交流館の開館時間である午前9時から午後6時までの間について、対応可能な体制を整えていただくことを基本とします。

なお、従業員等の不在時間が生じる場合の対応方法などについては、市と選定された活用事業者と協議により決定します。

質問 3

・ 開館、閉館業務について

対応が不可能な日があった場合、臨時で雇う従業員などで対応して良いですか。

<回答 3>

選定された活用事業者が雇用する者であれば、開館作業、閉館作業及び巡回点検等の業務を行うことは可能です。

質問 4

- ・土曜日や日曜日などの開館、閉館作業等について
令和5年度以降、土日も事務所スペースを開け、業務を行う予定です。
その場合、土日の開館、閉館に係る委託料を頂くことはできますか。

<回答 4>

今回の募集では、活用事業者の週休日を週7日のうち、2日と想定しています。

このため、選定された活用事業者が週7日、高田まちかど交流館の開館作業、閉館作業及び巡回点検等を行う場合、当該業務相当分の委託料は、市と活用事業者で協議し決定します。

質問 5

- ・鍵の管理等について
選定された事業者以外の事務室等の鍵の所有者は誰になりますか。
また、夜間、高田まちかど交流館の警報機器が作動した場合の第一連絡先は誰になりますか。

<回答 5>

鍵の所有者は市です。選定された活用事業者には貸与します。なお、市が業務委託する業者に対し、必要に応じて貸与する場合があります。

このほか、雁木通りプラザに緊急時用の鍵を保管しています。

警備業者からの通報は、全て市が第一報を受け、必要に応じて選定された活用事業者
に市から連絡する体制を想定しています。

質問 6

- ・閉館措置について
新型コロナウイルス感染症の影響などにより、高田まちかど交流館が休館となった場合、事務室は使用可能ですか。

<回答 6>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、高田まちかど交流館を休館とした場合でも、事務室等の対象施設は使用可能です。

質問 7

- ・所有財産の寄附について
現在、長机 30 ヶ、パイプ椅子 100 ヶ程、所有しております。高田まちかど交流館への寄贈は可能ですか。

<回答 7>

高田まちかど交流館において、市が当該物品を使用する予定はないことから、寄贈を受けることはできません。

質問 8

・免許、制限等について

令和5年度以降、事務室スペースで酒類小売業免許を取得し、試飲を中心とした事業を計画しております。また、地域物産の試食等もあり飲食業免許の取得も計画をしております。これらの業態及び免許取得の制限はありますか。

<回答 8>

禁止する用途及び行為は募集要項7の(1)ウのとおりです。

また、現在、対象施設の建物用途は「事務所」のため、事業に合わせ建物の用途を変更しようとするときは、建築基準法や消防法、食品衛生法などの関係法令等の規定に従って整備を行い、また許認可を受ける必要があります。

具体的な活用内容が決まりましたら、市及び関係機関等に相談、協議をお願いします。